

“敵基地攻撃論”は軍拡の道

集団的自衛権問題研究会主催で“敵基地攻撃論”批判の集会が衆議院第一議員会館で催されました(2020年9/29)。参加した立憲民主党・共産党・社民党の国会議員からも集団的自衛権行使を認めた安保法制下で敵基地攻撃能力を持つことの危険性が指摘されました。「河野前防衛大臣が“相手国の敵基地の場所を見つける・敵のレーダーを破壊し制空権を確保・目標の基地を攻撃する・不十分ならさらに攻撃”が敵基地攻撃だと語ったことからも分かるように専守防衛から大きく逸脱する」と批判しました。

国際法学者松井さんは敵基地攻撃が国際法上の自衛権として正当化されるか?について分析しました。

国際法上“武力攻撃は原則禁止”、例外として自衛権が認められている。それ故行為国に立証責任があると。自衛権発動の要件は国連憲章51条で「武力攻撃が発生した場合」と規定され更に「必要性」「均衡性」「国際人道法の遵守」が必要な要件とされています。

しかし武力攻撃が着手された時期の事実認定が必要になるが、いつ着手されたかはあいまいです。たとえばベトナム戦争のトンキン湾事件は捏造であったし、イラクへの攻撃理由とされる大量破壊兵器はなかったことが後で分かる状況です。グレーゾーンで一方的に自衛権を使用すれば「必要性」は認められません。敵からの攻撃による被害が発生しているかわからぬうちに自衛権行使すれば「均衡性」を説明できない。軍民の区別をした攻撃が出来ない場合の攻撃は「国際人道法違反」になる。と自衛権を実際に行使することの問題点が指摘されました。

又、「敵基地攻撃論は専守防衛のうえで抑止力を向上させる戦略です」と言う考え方に対しては、“抑止力として防衛能力向上、その延長として敵基地攻撃能力を持つことは互いの国の軍拡競争を導き出し緊張を拡大させて抑止にはならない”と批判。抑止が破られたときは武力を使うことを含意している“抑止論”そのものの持つ限界を指摘しました。

NDの猿田さんからは、米国におけるトランプ大統領だけでなく共和党も民主党も对中国への厳しい対応がコンセンサスになっている現状が報告されました。米中対立・米国对中国の囲い込み強化外交に対して日本のるべき方向性を示唆しました。東南アジア、アセアン、シンガポール、フィリピンは米中の間で“ドントメイクチーズ”(選ばせるな)と声を上げ主体的な外交を模索している。この外交に学ぶ必要があると。

川崎哲さんは“北東アジアの軍縮協議”的必要性を訴えました。敵基地攻撃論はあたかも対北朝鮮のように語られているが本当は对中国政策の一環として出されているものだと指摘。“抑止力を高める”としての敵基地攻撃能力をもつことは軍拡の道でしかないと批判。

日本がるべき道は北東アジアの軍縮(北東アジア平和構想)、核兵器禁止条約批准、気候変動対策としての人間の安全保障のために努力することだと提起しました。

敵基地攻撃論は軍拡の道でしかないです。

